

配信日時	2026/1/19 14:01:04	送信ID	15965
配信者	川崎市		
対象サービス	全サービス		
対象地域	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区		

件名	【川崎市からのお知らせ】令和8年4月以降の事故報告について
本文	<p>市内各事業所・施設 管理者様</p> <p>日頃から、本市障害福祉施策に御理解と御尽力を賜り、御礼申し上げます。</p> <p>事業所内で発生した事故報告につきまして、現在は「電話での第一報後、指定の様式にて作成した電子ファイルを、オンライン手続かわさきを通じて提出」する方法としておりますが、令和8年4月1日以降は、オンライン手続かわさきにて、オンライン上で直接回答入力していただくシステムに変更することにいたしました。(オンライン手続かわさきにて直接回答入力していただく項目は、従来の事故報告様式の項目と同じです。)</p> <p>変更に伴い、要領のとおり「事故後速やかに電話での報告を要する事故」以外については、事故発生から原則1週間程度で、オンライン手続かわさきにて報告をいただくことに変更となりますので、御確認下さい。(従来どおり、死亡事故・重大事故等については電話での速やかな報告が必要となります。)</p> <p>○資料掲載場所 障害福祉情報サービスかながわ 書式ライブラリ&gt;3. 川崎市からのお知らせ&gt;10. 各種様式(請求、事故報告関連)&gt;(1)共通&gt;3. 事故報告要領・様式等 <a href="https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&amp;id=125">https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&amp;id=125</a> ※令和8年4月1日以降の事故報告フォームへは、上記に掲載されている【R8.4～事故報告提出用フォーム(オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI))のご案内】に記載のある URL 若しくは二次元バーコードからアクセス可能です。</p> <p>○留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事故後速やかに電話での報告を要する事故」以外については、オンライン手続かわさきを用いての報告に変更しますが、従来どおり、事故発生後速やかに原因の究明、再発防止のための対策を講じてください。</li> <li>・オンライン手続かわさきで回答後、回答内容を事故報告書様式(PDF)で出力することが可能ですので、御活用ください。なお、4月1日以降も「事故報告書様式」(エクセルファイル)は掲載いたしますので、必要に応じ、事業所内部での記録等に御活用ください。</li> <li>・事故報告の内容に不備がある場合は差し戻しを行い、修正を依頼する場合がございますので、御了承ください。</li> <li>・変更後のシステムを試し操作するための時間の確保として、3月19日以降、オンライン手続かわさきで直接回答入力できる状態になっております。(3月31日までは現在の運用のとおり、「電話での第一報後、指定の様式にて作成した電子ファイルを、オンライン手続かわさきを通じて提出」するようお願いします。</li> </ul>

4月1日より前に、変更後の方法で受け付けた報告については、全て差戻させていただきますので御了承ください。)なお、4月初旬は、操作方法についての問い合わせが多数寄せられ、回答までにお時間をいただくことが予想されますので、本変更に対する御不明点があればお早めに(3月中に)お問い合わせください。

<問合せ先>

川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部

障害者施設指導課 事業者指導担当

電話 044-200-0082

FAX 044-200-3932